

## 令和8年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業に係る質問及び回答

質問内容	回答
<p>提供する居室について、20室を提供する想定であるが、この場合に同一建物又は同一敷地内など、1か所に集約されている必要はあるのか。 また、複数の建物又はエリアに点在している場合に求められるルールや条件等はあるのか。</p>	<p>必須条件ではありませんが、なるべく集約された内容でご提案いただくことが望ましいです。複数の建物に点在している場合は、建物ごとに、管理者が24時間常駐又は24時間体制で非常時の対応ができるような職員体制を整備していただく必要があります。また、食事の提供や日用品の支給等についても、各建物ごとに適切に実施していただくことになります。</p>
<p>常時入退去が発生する運用を前提としたうえで、常に20室を提供可能な体制(居室の入れ替えを含む)を確保している場合は、本事業の要件を満たすものとして取り扱われるか(原則として、1年間を通じて同一の居室を継続して提供する必要はあるのか)。</p>	<p>提供していただく居室については、入替え等は想定しておらず、契約期間中は、同一の居室を継続して提供していただく必要があります。</p>
<p>提供する居室について、建築基準法上の旧耐震基準(昭和56年5月以前)の建物でも問題ないか。</p>	<p>必須条件ではありませんが、新耐震基準の建物であることが望ましいです。</p>
<p>提供する居室について、京都市外でも問題ないか。 また、一戸建ての住宅を複数に分けて提供する方法でも問題ないか。</p>	<p>京都市外の応募を妨げるものではありませんが、可能な限り、京都市内での提案をご検討ください。なお、京都市外やへき地の居室を提供する場合には、企画提案者が各区役所・支所等から施設までの送迎等を確実に実施できる前提で、ご提案ください。 一戸建ての住宅を複数に分けて提供する場合は、居室ごとに施錠ができること、居室ごとに設備が完備されていること等が条件となります。また、共有スペース等がある場合は、入所者同士のトラブルが生じないようルールを決めていただくこと、問題が発生した場合は、企画提案者で対応していただくようお願いいたします。</p>
<p>当法人が賃貸借契約により借り受けている居室を、本事業における提供居室として使用することは可能か。</p>	<p>可能ですが、賃貸人に対して、居室を当事業として利用することについて、必ず了承を得ておいてください。</p>
<p>選定されるのは、1社のみとなるのか(20室のうち、10室はA社、残り10室はB社のように、複数社と契約する可能性はあるのか)。</p>	<p>選定するのは、1社のみとなりますので、20室を提供できる場合のみ、ご応募ください。</p>
<p>予定価格 51,100,000円について、本事業における委託期間全体に対する上限額との理解で良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>当該事業の実施により、純利益を出しても問題ないのか。</p>	<p>予定価格の範囲内で、適切な運営をされた結果、純利益が出ることについては、問題ありません。ただし、本市が指定する仕様内容を満たさない場合や入所者に負担を強いる方法(例:提供する食事の量を減らす、日用品費の支給を制限する等)により、利益を追求することは、差し控えていただくようお願いいたします。</p>
<p>令和8年3月6日に実施予定のプレゼンテーションの時間は決まっているのか。</p>	<p>応募者数によって決定する予定であり、詳細な時間は、別途、お知らせします。</p>
<p>過去の応募者数、実績などを教えてほしい。</p>	<p>今回は初めての公募となるため、過去の実績はありません。</p>